

第 3 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

地方税法施行令の改正に伴い、緊急に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和 7 年 3 月 3 1 日に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 7 年 3 月 3 1 日

志木市長 香 川 武 文

別紙

志木市条例第 16 号

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

志木市国民健康保険税条例（昭和 30 年志木市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「240,000 円」を「260,000 円」に改める。

第 22 条第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の志木市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。